

# 中央大学商学部 チャレンジ奨学金（秋募集） 2023年度募集要項

## 【趣旨】

中央大学学則第 46 条に基づき、学力・人物ともに優れ、下記の出願資格（1）のいずれかに該当する**明確な目標に向けて具体的な活動に取り組む商学部学生**に対し、奨学金を給付します。

## 【出願資格】

2023 年 4 月 1 日時点で本学部に在学する 1～4 年次（注 1）の者で、下記（1）～（3）の基準をすべて満たす者。  
※休学歴のある方は、基準が異なる場合があります。事前に商学部事務室までご確認ください。

（1）次のいずれかのプランに該当する明確な目標に向けて具体的な活動に取り組む者（注 1）。

プロフェッション・プラン	資格取得、公務員、研究者等を志望し、目標の実現に向けて専門的知識を高める活動に取り組む者。
オーバーシーズ・プラン	2023 年度春季休業期間中に開始する海外における活動（長期・短期留学、学術調査、専門スキルアップ、ボランティア等）に取り組む者（注 2）。また、海外大学等が提供するオンラインプログラムに参加し、目標達成に向けた活動に取り組む者（注 3）。 ※ただし、ゼミによる国外実態調査、グローバル・フィールド・スタディーズを除く。
アクティブ・プラン	学内外における個性的で創造性に富む活動（社会文化活動、ベンチャービジネス構想準備等）で、国内を主な活動拠点として取り組む者。

（2）2022 年度までの学業成績が通算で **GPA2.3 以上**の者。ただし、出願資格（1）のプロフェッション・プランについては、2022 年度までの学業成績が通算で **GPA2.7 以上**の者。なお、1 年次の者は 2023 年度春学期の学業成績が **GPA2.3 以上（プロフェッション・プランについては、GPA2.7 以上）**の者（注 4）。

（3）2022 年度までの修得単位が、年次別最高履修単位合計の **80%以上**の者。ただし、1 年次の者は 2023 年度春学期の修得単位が、16 単位以上の者。

※2022 年度までに修得しなければならない年次別単位数は、下記のとおりです。

4 年次：101 単位以上 3 年次：66 単位以上 2 年次：32 単位以上

※フリーメジャー・コースの場合

4 年次：103 単位以上 3 年次：68 単位以上 2 年次：34 単位以上

（注 1） 集団での活動(\*)をチャレンジ計画として出願する場合、**活動に関わる者全員が本奨学金の出願資格を満たしている必要があります。**

\*集団での活動は、**商学部生 2 名以上で取り組む活動**を指します。本学商学部の学生以外の者との集団計画による出願は認めません。また、短期留学や海外ボランティア等の既成の団体プログラムに参加し、個人でチャレンジ計画を立てている場合は、集団活動ではなく個人活動とみなします。

（注 2） 春季休業期間前に開始する活動での出願を希望する方は、事前に商学部事務室までご確認ください。

（注 3） オンラインプログラムについては、次の条件を満たす場合にのみ出願を認めます。

<条件①>実施機関から修了証（※）が発行されること。

<条件②>プログラム参加にあたり発生する費用に対して領収書が発行されること。

また、オンラインプログラム参加時の奨学金の支給対象は、原則としてプログラム受講料および教材費のみとします。出願時に、使途予定の金額が示されている資料（請求書および募集要項等）を提出してください。

※オンラインプログラムを受講・修了したことが分かる資料を修了証として認めます。

（注 4） 1 年次の者は、別紙「GPA 算出方法」を参照し、2023 年度春学期終了時点の GPA を算出してください。

## 【注意事項】

- ・奨学金の使途対象は募集年度中のものに限り、当該年度中の使途計画を立てて出願してください。
- ・2024年3月卒業見込みの者については、卒業までにチャレンジが完了し、かつ、使途報告を行うことができる場合にのみ出願を認めます。
- ・2023年度「中央大学商学部 チャレンジ奨学金（春募集）」へ出願した方は、同一活動を出願資格として本奨学金へ出願することはできません。
- ・2023年度「商学部留学プログラム給付奨学金」へ出願を予定している方は、同一活動を出願資格としての本奨学金の併給はできません。
- ・他の奨学金の受給条件により本奨学金の減額支給を希望する場合は、出願時に商学部事務室に申し出てください。

## 【給付金額】

上限10万円（年額） ※給付期間は、2023年度（単年度）のみとなります。

## 【給付人数】

50人程度（3プラン合計人数）

## 【出願期間】

2023年10月5日（木）～10月13日（金）窓口開室時間まで【厳守】

※出願期間終了後の出願は一切受け付けません。

※窓口開室時間は商学部公式Webサイトで確認してください。

## 【出願書類】

出願期間内に、下記（1）、（2）（該当者は（3）まで）の書類を商学部事務室へ提出してください。

※商学部事務室レポートボックスへの直接提出による出願となります。

なお、出願書類の記入には必ずボールペンを使用し（フリクションボールペン・鉛筆書き不可）、出願書類一式はコピーを保管してください（エントリーシートに記載の使途予定（内訳）が使途報告の際に提出する領収書の内容となるため）。

### （1）2023年度 商学部チャレンジ奨学金エントリーシート（所定用紙）

- ・ボールペンで記入すること（フリクションボールペン・鉛筆書き不可）。
- ・記入したエントリーシートのコピーを大切に保管しておくこと（エントリーシートに記載の使途予定（内訳）が、使途報告の際に提出する領収書の内容となるため）。

### （2）活動計画に関する書類（任意書式）

資料は可能な限りA4サイズの用紙に統一（貼付）し、資料の右上に学籍番号と氏名を記入すること。また、資料が複数ある場合は、まとめてクリップ留めすること（ホチキス留め不可）。

例）プロフェッション・プランで、国家試験の受験を計画している場合：

受験票のコピー、予備校の受講証やカリキュラム、模試結果等

オーバーシーズ・プランで、留学またはオンラインプログラムへの参加を計画している場合：

留学先または参加プログラムの詳細がわかる資料、留学（プログラム）の日程表や実施要領等  
アクティブ・プランの場合：

① ボランティアを計画している場合：ボランティア先、期間、内容がわかる実施要領等

② ベンチャービジネス構想準備を計画している場合：ビジネスプランが具体的に記された企画書等

### (3) 使途予定の金額が示されている資料（請求書、募集要項等）【コピー可】

※オーバーシーズ・プランでオンラインプログラムに参加する場合のみ

### (4) 集団での活動に関する書類（所定用紙）

前項【出願資格】に記載の集団での活動をチャレンジ計画として出願する場合のみ、提出すること。

### 【選考方法】

#### 1次審査（書類審査）

チャレンジ計画（エントリーシート及び提出書類）の内容を参考に、2次審査対象者を選考します。

#### 2次審査（面接審査） ※1次審査通過者のみ

面接審査を行い、1次審査結果と合わせて総合的に審査します。面接審査はオンライン（Webex）での実施を予定しています。

なお、**集団での活動を計画として出願した場合、活動に関わる者全員が、2次審査を受ける必要があります。**

### 【選考スケジュール】

1次審査（書類審査）結果発表	2023年11月15日（水）午前10時～ ※C plusにて発表します。
2次審査（面接審査）実施日	2023年11月18日（土） ※各人の面接日時は、1次審査結果発表時にお知らせします。 <b>希望制ではありませんので予めご了承ください（注1・2）。</b>
審査結果発表	2023年11月28日（火）午前10時～ ※C plusにて発表します。

**※私用・アルバイトなどの理由による面接日時の変更は一切受けません。面接審査実施日は予め予定を空けておいてください。**

※面接に欠席した場合は、いかなる理由があっても棄権したものとみなします。

※審査結果に関する電話・メールでの問い合わせには一切応じません。C plusで確認してください。

### 【給付決定通知の交付】

本奨学金の採用者へ給付決定通知及び採用手続書類をお渡しします。交付方法は2次審査の結果発表時に通知します。

### 【奨学金の交付】

所定の手続きを経て、12月下旬～2024年1月中旬（予定）に給付金額を一括して振り込みます。

※詳細は採用者への通知内容をもってご確認ください。

### 【その他特記事項】

- (1) 本奨学金に採用された場合、所属ゼミ（FLP含）の教員および出身高校へ報告する場合があります。
- (2) 採用者（以下、「給付奨学生」という。）は下記のとおり奨学金ミーティングに出席してください。私用での欠席は一切認めません。詳細は、採用手続書類にてご確認ください。

※日時：2023年12月8日（金）12:40～（予定）

※場所：詳細のお知らせは、採用手続書類に同封します。

- (3) 給付奨学生は、年度末に商学部事務室へ所定の報告書を提出する必要があります。提出をしない場合には、給付奨学生としての資格を失います（下記（4）参照）。

- (4) 給付奨学生が次のいずれかに該当する場合はその資格を失います。

※休学または退学したとき

※懲戒処分を受けたとき

※除籍されたとき

※提出された書類に虚偽の事実の記載が判明したとき

※所定の書類の提出を怠ったとき

※本奨学金の給付を辞退したとき

※その他商学部教授会が給付奨学生として適当でないと認めたとき

- (5) チャレンジ計画および目的を履行することすることが不可能となったとき（天災、騒乱およびウイルス等の不可抗力、その他給付奨学生に帰すべきことのできない事由を含む）は、奨学金の全部又は一部を返還する必要があります。
- (6) 給付奨学生がその資格を失ったときは、給付奨学金の給付を停止し、給付奨学金を返還しなければなりません（給付を辞退した場合を除く）。

**【問い合わせ先】**

中央大学商学部事務室／奨学金担当

TEL. 042-674-3519 FAX. 042-674-3516